

記載例

農業経営基盤強化促進事業利用権設定申請書

第1 利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)関係

1 各筆明細

双方の押印があることを確認してから提出

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名及び住所(A) 耕作者			氏名	乙野 次郎 (借り手) 印	住所	羽咋市〇〇町イ100							
	利用権を設定する者の氏名及び住所 (B)所有者			氏名	甲野 太郎 (貸し手) 印	住所	羽咋市△△町ア200							
利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)					利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(E)	利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等 (F)				備考
所在	地番	現況地目	面積㎡	利用権の種類	内容	始期	存続期間(終期)	借賃(10a当り)		借賃の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	
〇〇町 口	1	田	3,400	賃借権	水田として利用		10年	22,000円/反	毎年11月30日までに(B)の農協口座に振り込む	賃貸借	羽咋市旭町ア300	丙野 花子	所有権	印
〇〇町 二	5	田	1,013	賃借権	水田として利用		10年	2俵/反の米	毎年11月30日までに(B)宅へ持参する	賃貸借	志賀町末吉千古1番地1	甲野 三郎	所有権	印
△△町 力	8-2	畑	876	使用貸借権	畑として利用		6年	使用貸借のため無とする	使用貸借のため無とする	使用貸借	宝達志水町子浦818番地1	甲野 四郎	所有権	印
土地登記簿による面積を記入			賃借権(有償)、使用貸借権(無償)のいずれかを記入			口座振込、現金、物納など			相続登記をしていない場合は他の権利者の同意が必要					

農地の利用権設定について

これからの農地の賃貸借関係は、いままでの相対で相互信頼に基づいて賃貸借され、農地が守られてゆく時代は終わろうとしています。高齢化、機械の更新時に離農される方が増え、顔の見えない賃貸借関係へ移行しつつあります。よって農地を賃貸借する時は、安心して農地を貸せて、なおかつ手続きが簡単なこの利用権設定をご利用ください。

<特徴>

- 1、農地法の許可が不要です。
- 2、期限がくれば自動的に賃貸借は終了し、離作料を支払うことなく農地は必ず返還されます。よって、貸し手は安心して農地を貸すことができ、借り手も経営規模の拡大が図れます。(再設定により、継続もできる)
- 3、両者の話し合いでいつでも合意解約ができます。(ただし、届出必要)
- 4、貸借人の中でのトラブル防止

※ヤミ小作(賃貸借の届出がない)の農地は、農業委員会が認める経営面積には含めることができませんので、注意してください。